

世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言：気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題（仮訳）

我々、180カ国の元首及び首相、閣僚及び代表並びに欧州共同体は、世界の食料安全保障を達成する方途を模索し、また、その観点から食料価格高騰問題、気候変動及びバイオエネルギーのもたらす課題に対処するため、国連食糧農業機関（FAO）が、国連世界食糧計画（WFP）、国際農業開発基金（IFAD）及び国際農業研究協議グループ（CGIAR）の代表として国際植物遺伝資源研究所（Bioversity International）と共に主催するハイレベル会合の機会にローマに集まった

1. 我々は、「世界の食糧安全保障に関するローマ宣言」及び「世界食糧サミット行動計画」を採択した、1996年の世界食糧サミットの結論、及び世界食糧サミット5年後会合にて確認された、2015年までに栄養不足人口を半減させることを喫緊の目標としつつ、すべての国において実施中の飢餓撲滅努力を通じてあまねく食料安全保障を達成するという目的、さらにミレニアム開発目標（MDGs）を達成するという公約を再確認する。我々は、食料が政治的・経済的圧力的手段として使われるべきでないことを改めて表明する。我々はまた、「国家食料安全保障の文脈の中で十分な食料への権利の漸進的な実現を支持するための自主的ガイドライン」を想起する。我々は、現在世界で8億6千2百万人が今なお栄養不足の状態にあることを許容できないことを再度表明する。

2. 我々は、まさに今後数年間は食料価格が高止まりするだろうという見通しがあるゆえに、バイオエネルギーと気候変動のもたらす課題、そして、特に途上国や市場経済移行国において食料安全保障に負の影響を及ぼしている食料価格の高騰という現状に対処するため、ここに集まっている。

3. 我々は、世界で最も脆弱な国々及び人々に対して及ぼす悪影響を回避するため、国際社会が緊急且つ調整のとれた行動をとる必要があると確信している。我々はさらに、世界全体から個々の世帯に至るまでの食料安全保障上の必要性を満たすため、各国政府が国際社会の支援を得て行動することが、短期的、中期的及び長期的に必要であると確信している。従って、途上国及び市場経済移行国が、農業及び食料生産を拡大することを支援し、農業、農業ビジネス及び地方部の開発において、官民双方による投資を増加させる緊急の必要性が存在する。

この宣言の採択に際し、我々は、食料安全保障を恒久的な国家の政策として位置づけることを誓い、世界食糧サミットの目的及びMDGsを達成するという公約を再確認し、以下の措置をとることを約束する。

即時及び短期的措置

4. 食料をめぐる世界の状況は、各国政府及び他のすべての利害関係者からの強い約束を必要とする。我々は、すべてのドナー及び国連システムに対し、途上国、特に後発開発途上国及び食料価格高騰の悪影響を最も受けている国々への支援を拡大させることを求める。即時の行動においては、以下の2つの大きな方向性に沿って進めることが重要である。

5. 第一の行動の方向性は、影響を受けた国々からの援助要望に緊急に応じることである。

a) 国連の関係機関は、飢餓や栄養不良の問題に対処するため、適切な場合には現地調達を利用して、食糧援助を拡大、充実させ、社会的救済策のプログラムを支援するため、財源及び現物が確保されるべきである。

b) 緊急食料安全保障の仕組みを有する適切な地域機構は、食料価格の高騰に効果的に対処する観点から、その協力を強化すべきである。

c) 政府機関及び非政府機関による、即時の人道・開発支援を強化しようというすべての努力は、国際機関の努力と相乗的に行われるべきであり、緊急支援から長期支援までの連続性を確保するため、首尾一貫したものとされるべきである。

d) 国際緊急食糧援助物資ができる限り迅速且つ効率的に困窮している人々に届くよう、すべての国内的及び国際的努力が向けられるべきである。

e) より高い食料価格への対応を容易にするため、ドナー及び国際金融機関は、自らの責務に従い、また、援助対象国と協議し、食料輸入国及び低所得国に対する国際収支上の支援や財政支援、またはその両方を適時に行うべきである。その他の措置も、必要な場合には債務返済を見直すことも含め、それを必要としている国の資金的状況を改善するために必要に応じて考慮されるべきである。我々は、また、関係国際機関に対し、農業及び環境に対する現行の資金援助メカニズムの適格性審査の手続簡素化を要請する。

6. 第2の方向性は、農業生産及び貿易に対する即時の支援である。

a) すべての関係機関及び協力国は、農業者、特に小規模生産者が生産を増大させ、地域内及び国際市場を構成できるよう、要請のあった国を支援するよう政策の措置を見直して実施できるよう備えるべきである。南南協力は推進されなければならない。

b) 開発パートナーは、特に低所得で食料不足にある農業者に対し、現地で適切に調達した種子、肥料、飼料等を供与すると共に、農業生産の拡大のための技術協力を行うための、食料価格高騰に関する国際的もしくは地域イニシアティブ、とりわけ2007年12月17日のFAOイニシアティブの下でのものへの参加を招請され、貢献を求められる。

c) 開発パートナーは、穀物価格の通常と異なる変動を緩和するイニシアティブを実施することが求められる。特に我々は、関連機関に対し、食料貯蔵能力を高めている国に対する支援を行い、影響を受けた国々のために、食料安全保障のリスクマネジメントを強化する他の手段を検討するよう求められる。

d) WTO加盟国は、迅速且つ成功裏にWTOドーハ開発アジェンダにつき妥結するとの約束を再確認し、途上国における食料安全保障の改善に貢献するような、包括的且つ野心的な結果に到達するとの意思を再度表明する。貿易のための援助のパッケージの実施は、途上国の貿易能力を構築、改善するドーハ開発アジェンダに対する重要な補完となるべきである。

e) 我々は食料政策、農産物貿易政策と、全般的な貿易政策があまねく食料安全保障を確立していくよう努める。この目的のため、我々は国際価格の不安定性の増大につながる制限的措置の使用を最小のものとする必要性を再確認する。

中・長期的措置

7. 現在の危機は、世界の食料システムの脆弱性及び急激な変化に対する弱さを浮き彫りにした。食料価格高騰の結果として生じていることに緊急に対応する必要がある一方で、以下のような中・長期的措置を組み合わせることも不可欠である。

a) 我々は、各国政府、全ての金融機関、ドナー及び国際社会全体に対し、地方、都市周辺及び都市地域の貧困層を助け、途上国の人々の生計を支援する人間中心の政策的枠組みを十分に構築するとともに、農業への投資を拡大することを求める。

b) 気候変動がもたらす課題に対する現在の食料生産システムの頑強さをいかに増すかという根本的な問題に取り組むことは必須である。この関連で、生物多様性の維持は将来的に生産能力を維持するために死活的に重要である。我々は、先住民を含む世界中、とりわけ脆弱な地域に住む小規模農家と漁業従事者が、気候変動への適応とその緩和、技術の開発、移転及び普及のための資金メカニズムや投資の流れに加わり、そこから恩恵を享受できるよう、各国が政策の優先順位を農林水産分野に割り当てるよう求める。我々は、気候変動の緩和と生態系のバランスに資する農業システムの確立と持続可能な森林経営の実践を支持する。

c) 加えて、我々は、島嶼開発途上国の持続可能な開発のためのモーリシャス戦略を再確認し、気候変動と食料安全保障の観点から、その実施を求める。

d) 我々は、民間部門を含む国際社会に対し、食料と農業に関する科学及び技術に対する投資を決定的に増加させてゆくことを求める。国際協力における取組の強化は、改良された技術や政策的アプローチの調査研究、開発、応用、移転及び普及に向けられるべきである。我々は加盟国に対して、モントレイ合意と統合的な形で、改良された農業技術への投資を促す制度や政策環境を作るよう求める。

e) 我々は、国際社会に対して、貿易障壁及び市場歪曲的な政策を削減することによって、農業分野における国際貿易の自由化のための努力を継続するよう促す。このような措置をとることは、特に途上国において、農業者に対して国際市場にその商品を販売するための新たな機会を与え、生産性及び生産量を拡大するための取組を支援することになる。

f) 世界の食料安全保障、エネルギー、及び持続可能な開発のための必要性 という観点から、バイオ燃料によりもたらされた課題と機会に応えることが必須である。我々は、バイオ燃料の生産及び利用が、持続可能な開発の三本柱と統合的な持続可能なものであり、地球規模の食料安全保障の達成及び維持の必要性を考慮に入れたものであることを確保するため、詳細な検討が必要であると確信する。我々はさらに、バイオ燃料技術、規範や規則に関する経験を交換することが望ましいことを確信する。我々は、FAOを含む関係する政府間機関に対して、その権限と専門性の範囲内で、各国政府、パートナーシップ、民間部門及び市民社会の参画を得ながら、食料安全保障と持続可能な開発のための必要性という文脈において、首尾一貫した、効率的で結果指向型のバイオ燃料に関する国際的な対話を促進することを求める。

監視とレビュー

8. 我々は、国連食糧農業機関に対して、WFP及びIFAD、さらに、地球的食料危機に関する国連ハイレベル・タスクフォースの参加機関を含むその他の関連国際機関との密接なパートナーシップの下で、各国政府、市民社会及び民間部門との協力しつつ、世界的な食料安全保障を、この会合で議論されたものを含め、あらゆる角度から、監視・分析し、その状況を改善する戦略を策定することを求める。

9. 上記の措置の内容を実現する上で、我々は、国連システム、及びその他の関連する国際機関の有する資源を効果的、かつ効率的に使うことの重要性を強調する。

我々は、現在及び未来の世代のために、現在の危機によってもたらされる苦しみを和らげ、食料生産を強化するとともに農業への投資を拡大し、食料の入手のために障害となるものに対処し、地球上に与えられた資源を持続的に利用するために必要なあらゆる手段を講じることをかたく決意する。

我々は、飢餓を撲滅し、現在の、そして明日のあらゆる人の食料を確保することを約束する。

ローマ 2008年6月5日